

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会
及び第9回トラック運送業の生産性向上協議会 議事録

- 日 時：平成31年2月20日（木）10：00～12：00
- 場 所：厚生労働省本館17階 専用第21会議室
- 委員名簿：（順不同・敬称略）
- | | |
|--------|--------------------------|
| 野尻 俊明 | 流通経済大学学長（座長） |
| 齊藤 実 | 神奈川大学経済学部教授 |
| 高岡 美佳 | 立教大学経営学部教授 |
| 上田 正尚 | （一社）日本経済団体連合会 産業政策本部長 |
| 輪島 忍 | （一社）日本経済団体連合会 労働法制本部長 |
| 五十嵐克也 | 日本商工会議所 地域振興部長 |
| 小林 治彦 | 日本商工会議所 産業政策第二部長 |
| 佐久間一浩 | 全国中小企業団体中央会 事務局次長 |
| 橋爪 茂久 | （公社）日本ロジスティクスシステム協会 専務理事 |
| 黒滝 英樹 | 全国農業協同組合連合会園芸部 次長 |
| 山中 邦夫 | 日本農業法人協会 事務局長 |
| 一柳 尚成 | トヨタ自動車（株）物流管理部長 |
| 檜山 充 | 三菱商事（株）ロジスティクス総括部長 |
| 浦郷 由季 | （一社）全国消費者団体連絡会 事務局長 |
| 辻 卓史 | （公社）全日本トラック協会 副会長 |
| 馬渡 雅敏 | （公社）全日本トラック協会 副会長 |
| 浅井 隆 | （公社）全日本トラック協会 副会長 |
| 与田 俊和 | 日本物流団体連合会 理事長 |
| 三苫 和彦 | 日本通運（株）業務部長 |
| 平川 則男 | 日本労働組合総連合会 総合政策局長 |
| 村上 陽子 | 日本労働組合総連合会 総合労働局長 |
| 難波 淳介 | 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長 |
| 山口 浩一 | 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長 |
| 多田 明弘 | 内閣府政策統括官（経済財政運営担当） |
| 高田 潔 | 消費者庁政策立案総括審議官 |
| 坂口 卓 | 厚生労働省労働基準局長 |
| 藤木 俊光 | 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 |
| 林 揚哲 | 中小企業庁事業環境部取引課長 |
| 新井 ゆたか | 農林水産省食料産業局長 |
| 森下 哲 | 環境省地球環境局長 |
| 奥田 哲也 | 国土交通省自動車局長 |
| 山田 輝希 | 国土交通省総合政策局物流政策課長 |
| 多田 浩人 | 国土交通省総合政策局官房参事官（物流産業） |

※多田明弘内閣府政策統括官はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より第10回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」及び第9回「トラック運送業の生産性向上協議会」を同時開催させていただきます。

それでは、協議会の開催にあたりまして、国土交通省の奥田自動車局長より、ご挨拶申し上げます。

(奥田自動車局長)

本日、第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び第9回トラック運送業の生産性向上協議会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

この会議は、学識経験者の皆様方、また、荷主、トラック運送事業者、労働組合、行政といった、幅広い関係者が集まりご議論いただく貴重な場です。これまでパイロット事業に取組み、さらにガイドラインの取りまとめをして、横展開を図っております。生産性の向上、取引環境の適正化の観点からも、引き続き皆様から幅広い知見をいただき、進めていきたいと考えております。

先の国会で働き方改革関連法案が成立し、トラック運送事業では働き方改革を進めることが喫緊の課題です。政府としても、働き方改革に向けて取組むために、昨年5月、政府行動計画を策定しました。政府行動計画では、物流機能の安定的な確保を図ることを目的に、生産性向上をはじめ、労働者が働きやすい環境の実現を目指す「ホワイト物流」推進運動を展開します。トラック運送事業の諸課題の解決には、事業者による自助努力のみならず、荷主のご理解、ご協力をいただくことが何よりも大切です。このため、昨年12月、官邸で「ホワイト物流」推進会議の第1回会合を開催いたしました。この運動の具体的な内容は、この協議会で議論させていただく予定です。この協議会の重要な位置づけを踏まえ、新たな委員をお迎えし、関係省庁からも局長クラスの出席をいただいております。

また、昨年12月には、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。この改正の趣旨に沿い、荷主と運送事業者が協力、連携し、働き方改革を進めていただきたいと考えております。

本日も忌憚のないご意見をいただき、これまでの取組みの深化を図るとともに「ホワイト物流」推進運動などの取組みに活かしていきたいと考えております。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、野尻座長、以降の進行をよろしく願いいたします。

(野尻座長)

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に議題1. 「ホワイト物流」推進運動の進め方について、事務局より資料1及び資料2についてご説明をお願いします。

(事務局)

資料1 説明(省略)

(野尻座長)

ただいま資料1及び資料2のご説明をいただきました。

委員の皆様から、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(山口委員)

これまでの従属関係から、ようやく、物流事業者の社会的地位の向上が認められ、これまでの従属関係から、パートナーシップ関係へ移行していることを実感します。引き続き、持続可能な産業に向けて、労使双方の意識改革が重要です。今後、我々も地域の末端まで、この運動に参画できるように、協力していきたいと思います。

(野尻座長)

その他、いかがでございましょうか。

(齊藤委員)

「ホワイト物流」推進運動では、自主行動宣言と具体的な推奨項目の宣言において、各企業が自主的に選択、それを公表しますが、公表後、一定期間経過後、宣言した内容について具体的に何を、どのように実施したか、宣言した企業に報告させ、実績情報として、ホームページで公表することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

(野尻座長)

谷口室長、お願いします。

(谷口室長)

ご指摘のように、実効性を確保した設計が重要で、今後の取組みの質の向上にもつながります。今後、5年程度の取組をしますが、実施時期により取組方

法を少しずつ変化させる必要を感じております。

宣言については、フォローアップするという議論もありましたが、フォローアップされると、企業側も構えて参加しない可能性があります。そこで、最初は参加してくれる仲間を増加させるところから始めていきたいと考えておりますので、フォローアップは予定しておりません。

取組みを継続し、熟度が増すことで、より深い段階に進めることができます。状況を考察しながら、第2段階のステップアップした取組を検討したいと考えております。

(野尻座長)

5年のなかで、物流環境は相当変化すると思いますので、谷口室長からの回答のように、一定期間が経過した段階で、フォローアップし、取組み内容を検証し、協議会にご報告いただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

(馬渡委員)

今回、具体的なスケジュール案も出て、チェック項目もあります。最初のスタート時点であり、働き方改革、運転者の長時間労働の抑制の取組なども関連させています。これを様々な皆さんへ周知することが大切です。これまで物流現場には、荷主の要請で様々なしわ寄せが出ております。そうしたところには、関係者に対して適切にお伝えいただきたい。皆がイコールパートナーとして、働き方改革に沿って、物流は皆がパートナーという意識を再認識して、「ホワイト物流」にお取組みいただきたいと思います。

中央、地方の説明会でも、働き方改革で運転者の長時間労働の抑制に向けた取組みの一つとして、協力してくれる企業を増やしていければ良いと思います。

(野尻座長)

その他、いかがでしょうか。

(辻委員)

「ホワイト物流」は、去年の半ば頃から、いろいろな構想を新聞で見えており、さらに、昨年12月、貨物自動車運送事業法の改正がなされたところです。

私どもは、働き方改革関連法を遵守するために、石井国土交通大臣にアクションプランを提出しています。貨物自動車運送事業法と「ホワイト物流」の共通点、相違点など、どのようなものでしょうか。

(野尻座長)

谷口室長、お願いします。

(谷口室長)

両者は重なる部分が多いと考えておりますが、一方で相違点は事業法改正で、荷主対策の深度化の一つとして「荷主による配慮義務」がございます。

「ホワイト物流」運動は最低限の法令遵守を超えて、さらに運転者にとってより望ましい環境、働きやすい環境を整備する視点があります。

コンプライアンス部分は両者共通した特性を有しています。昨年12月に、国会でトラック事業法の改正案が成立したことは、ホワイト物流運動にとり大きな追い風となっています。

今後、ホワイト物流運動を周知の際に、トラック事業法の改正趣旨の周知にも取組みすることで、相乗効果を期待しております。

(野尻座長)

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

(難波委員)

一点目は、8ページにある「企業等への周知」の際には、宅配便の再配達を縮減するために、全国各地の大学にも宅配ボックスを設置し、再配達に関する啓発活動をお願いしたいと思います。昨年11月末現在、全国の14大学において宅配ボックスが設置されていますが、国公立、私立全体で大学の数が764に上ることをみれば、宅配ボックス未設置の大学が多く、今後宅配ボックスを設置することで再配達削減の効果が見込まれます。

二点目は、発荷主のみならず、着荷主をも対象として、「ホワイト物流」運動の周知をお願いしたい。

三点目に、優良事例の周知も同時にお願いしたい。福山倉敷地区の鋼材関係工場では、トラック乗務員のために休憩施設を設置し、男女別シャワールーム、休憩室、仮眠所を設置している優良なケースがあります。今後、優良事例が出てくれば、ホームページ等で幅広く共有化することで、横展開できると、さらに浸透すると思います。

(野尻座長)

ご参考までに、大学での宅配ボックス設置では、齊藤委員の神奈川大学には設置済みで、座長の流通経済大学では未設置という状況でございます。再配達削減に向けて取組めることがまだ沢山あるように思います。

その他、いかがでしょうか。

(佐久間委員)

「ホワイト物流」の方針として、荷主、事業者、消費者の関係者と連携して取り組むことは評価できます。「ホワイト物流」の具体的な内容をもっとわかりやすく伝える工夫が必要ではないかと思えます。一般消費者（個人）にも身近なこととして理解しやすいイメージを伝える工夫をお願いします。

次に、国からの情報を企業に提供する場合、中央会という組織から、業種別の組合等に情報提供していますが、現実には周知しきれていない実態がございます。企業の社長宛に封書を出しても、資料を読んでもらうところまでいかない状況がございます。

そこで、地域の主要企業、中核企業を選定して絞り込んで対応すると効果的です。都道府県にある地方協議会の組織を活用し、そこで選定、文書を発出することも検討できます。各地域の商工会議所では、主要な企業を把握しています。

私ども中小企業団体中央会では、業種別がありますが、物流業者だけでなく、中核企業となる中小企業者をも対象とするか否か、いかがでしょうか。

(野尻座長)

谷口室長、お願いいたします。

(谷口室長)

この運動の対象は、上場会社や地場の大企業に限らず、広く多様な企業に呼びかけたいと考えております。文書を優先的に送付する企業は、貨物を沢山持っている荷主、あるいは意識が高い荷主です。募集は、それ以外の企業も含めて実施したいと思えます。

ご指摘いただいたことを参考にしながら、各地域での周知方法を検討する必要がありますので、説明会を春に開催し、普及活動は継続的に実施していきたいと思えます。

(野尻座長)

その他、よろしいでしょうか。

(村上委員)

労働条件の改善に向けて、取引関係、消費行動の見直しが不可欠だと考えています。全国の多くの産業の組合が集まっている、私どもの組織の中でもこの

運動の理解を深めていきたいと思いをします。

ホワイト物流の推進では、女性や高齢者を含む多様な人材が活躍できる、働きやすい労働環境の実現に取り組むとされていますが、推奨項目リストを見ると、直接的な例示として女性や高齢者がありませんので、今後追加していただきたいと思いをします。また、現場での活用の工夫などホームページで周知をしていただきたい。

(野尻座長)

浅井委員、お願いします。

(浅井委員)

実運送事業者として、日ごろ危機感を強く持っております。ホワイト物流運動を積極的に展開していただくことをお願いしたい。運転者人材は、一段と高齢化し、次の若い世代の運転者人材が育っていない現実がございます。そのため、魅力的な労働条件に改善していかなければ、近い将来、トラックで貨物を運べなくなるという危機感を持っていただきたいと思いをします。

企業への呼びかけでございますけれども、上場企業は、物流子会社を保有しています。物流子会社は荷主と物流会社の両方の機能があり、物流の専門家ですから、是非物流子会社をも巻き込んで、運動を展開していただきたいと思いをします。

(野尻座長)

先ほど谷口室長からもありましたように、本日、委員の皆様からのご意見を反映して、この運動を推進していきたいと考えております。その反映の仕方については、座長である私にご一任いただければ、大変ありがたいと存じますか、いかがでございましょうか。

(野尻座長)

ご了承いただき有難うございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議題2. 地方協議会における取組み等について、国土交通省より資料のご説明をお願いします。資料3から資料7となりますので、よろしくお願ひいたします。

(平嶋貨物課長)

資料3、4、5、6、7説明(省略)

(野尻座長)

資料3から資料7まで、ご説明いただきました。

これから委員の皆様から、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(馬渡委員)

資料4に、平成31年度のアドバンス事業及び今後の協議会に関する案の記載があります。実証実験等も実施され、ガイドライン、様々な事例集が出てきたことから、大方これで良いとお考えの皆様もいらっしゃるのかもしれませんが。

地方協議会によっては、出先の行政機関に関心が低いところもあります。これから我々も5年をかけて、横展開を効果的に取組む必要があります。落伍者が出ないように、きちんと遵法させるために、今後も引き続き様々な実証実験に取組む必要を感じております。

物流の現場では、様々な問題があります。例えば、12時までに受注を締切りするルール設定がなされている場合でも、営業サイドの要請からギリギリまで受注を受けるため、夕方に締切るケースもあり、夕積みから、夜中積みになってしまいます。そこで、受注締切りの時間を前倒しに改善したり、受注から納品までのリードタイムを見直すなど、費用をかけない運用の見直しにより、輸送の生産性は改善できます。

荷主等と我々が現場の問題を一緒に考えましようとして提案していけば、受発注量を平準化したり、受注から納品までのリードタイムを伸ばしたり、これまでのパイロット事業等の先行事例を参考に、費用を抑えながら、物流改革に取り組むことができます。

この点について、地方協議会に国交省、厚労省、経産省、農水省などにもご参加をいただいておりますが、さらに関係者が幅広く関与していただきたい。これからは本当に重要な時期になると考えております。地方協議会でもしっかりと実効性を上げていきたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

(野尻座長)

関係者の皆様、引き続きよろしくようお願いいたします。

その他、いかがでございましょうか。

(辻委員)

現在、働き方改革が議論されていますが、労働組合から、「時短で減った分、

収入が減るのは困る」という声が聞こえてきます。それは当然の話であり、時短でも収入を維持できるような配慮が必要です。減少した労働時間で、前と同じ業務量进行处理するなど生産性を向上させることが求められています。

あるいは時短による賃金減少分を確保し賃金水準を維持するためには、原資とて見合うだけの運賃・料金へ引き上げる必要もあります。あるいは両方に取組みすることも必要です。

現在、新聞など見ておりましても、大手では運賃見直しについては浸透してきておりますが、中小零細の事業者における運賃アップにいかに関わるか、重要な課題となります。

(野尻座長)

平嶋課長、お願いします。

(平嶋貨物課長)

トラック運送事業では、働く環境についても、時間が2割、全産業の平均と比べて長く、かつ年間の所得については、2割低いところです。加えて、これからきちんと働き方改革に対応していくことが必要になるわけです。運送事業者それぞれの魅力を向上させ、経営を持続可能にしていくためには、運転者として仕事がしやすい環境に改善していく必要があります。生産性を向上させることで、時間単価、労働時間を掛け算したときに、働き甲斐のある賃金水準に見直していかなければ、年間所得の水準は上がっていかないと思います。

またパイロット事業で重要なことは2つ確認されております。一つはコストを回収できる運賃・料金を収受することが必要です。そのために、運賃・料金の水準を引上げることがありますが、それだけでは十分に機能しません。

二つ目には、現場の「無駄の部分」、つまり非効率な面でいかに効率性を改善するかについては、発着荷主の立場でも、対応できる部分になると考えております。

この2つを組み合わせながら、進めていくことで実効性が向上します。具体的には、受注から納品までのリードタイムの見直し、待機時間を削減し、機械荷役にシフトするなど、運転者の労働時間のうち、生産性に寄与する実稼働の時間の拡大、生産性をいかに改善するか、について取組みする必要があります。

生産性向上、運賃・料金の引上げを効果的に実施するために、パイロット事業から得られた複数のノウハウを横展開し、さらには「ホワイト物流」運動を関連させて展開することで、より実効性を確保することが重要です。

また、大企業だけでなく中小規模の荷主事業者にも趣旨をご理解いただきます。各地域、地場の荷主事業者に伝えていくために、地域の経済会、商工会、

業界団体などを通して伝えていくことを想定しております。

(野尻座長)

有難うございます。その他、いかがでございましょうか。

それでは、各委員からいただいたご指摘を踏まえ、この取組みをより一層進めていただきたいと思います。また、平嶋貨物課長の説明の中で、現在進行している施策、あるいは今後より一層の展開を想定する施策など、様々ございますので、それらにつきまして、次回の協議会でご報告をいただきたいと思います。

続きまして、「議題3. その他」に入ります。国土交通省、農林水産省、厚生労働省から報告事項がございますが、初めに、国土交通省からご説明をお願いします。

(平嶋貨物課長)

資料8 説明(省略)

(野尻座長)

続きまして、農林水産省からご説明をお願いします。

(新井食料産業局長代理 宮浦食品流通課長)

資料9 説明(省略)

(野尻座長)

続きまして、厚生労働省からご説明をお願いします。

(黒澤労働条件政策課長)

資料10 説明(省略)

(野尻座長)

それでは、まだ資料11が残っておりますが、こちらは国土交通省から説明をお願いします。

(平嶋貨物課長)

資料11 説明(省略)

(野尻座長)

ただいま資料8から資料11までをご説明いただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お出しをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(浅井委員)

テールゲートについて、実際に申請した事業者から聞くと、3年に一度しか回ってこないようです。是非、ご努力をいただきまして、倍額程度の予算拡大をお願いしたいと思います。

また、これから5年間が本番でございます。運転者等の生産性向上を実現し、長時間労働の抑制につながるような予算をさらに組んでいただけますと幸いです。是非お願いしたいと思います。

(野尻座長)

その他、いかがでしょうか。

(黒滝委員)

「ホワイト物流」の推進運動につきましては、JAグループとしても、最大限ご協力させていただきたいと思っております。

先ほど農業分野の物流改善につきましては、JAグループでも、産地のストックポイント、あるいは消費地のストックポイントを開設するなど取組みを展開しております。さらに農産物パレット推進協議会にも、当連合会の園芸部長が代表理事として参画し、検討を進めております。

農産物価格がなかなか上がらない厳しい環境にございますが、運賃については上昇傾向にあります。農産物分野の運賃負担は、産地だけが負担する構造にあり、運賃負担の見直し、物流改善を幅広く展開するには、産地側の発荷主だけでなく、荷受側、つまり大卸、仲卸の理解と協力が不可欠です。産地側のみに負担が偏ることなく、出荷側、荷受側、さらに消費者など、各主体がコストを応分に負担する仕組みにならないと取組は進みません。

また、産地の取組みを支援するための国からの助成制度の充実があると、取組にも拍車がかかると思います。ご検討をお願いしたいと思います。

(野尻座長)

その他、いかがでしょうか。

(馬渡委員)

110のパレットは物流現場では主要なパレットで、市場でも使われているため、

農産物が産地から市場、さらに小売業者まで輸送される際、利用しやすいパレットです。パレット取扱業者が何社もあり、農産物、加工食品などで3000万枚程度、現在、流通しているようですが、パレットの大きさが統一されるだけで、物流事業者の生産性は大幅に改善します。しかし、市場の方は「パレットに積みかえる人がいないと利用できない」、スーパーの方は「邪魔だからどこかに持って行ってほしい」とのご指摘もあり、議論がまとまりません。

現在、農産物パレット推進協議会の議論は迷走し、百家争鳴の状況にございます。産地のJAと卸売市場は農水省所管、トラック運送は国交省所管、仲卸業者、小売業者は経産省所管にあり、複数の省が関与している状況のため、議論にまとまりがつかないように思います。農水省は議論の方向性、結果へのコミットをしていただくと、協議会の実効性が確保できると思います。

農産物パレット推進協議会では、所管省庁がリーダーシップを持ち、調整し、議論をリードしていただかないと、方向性がまとまりません。関係者が集まる協議会を有効に活用していただくことを願うばかりです。

(野尻座長)

農水省にご検討いただきたいと思います。

本日、皆様のご協力をいただき、本日、ご用意いただきました、議事につきましては、全て終了させていただきました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(事務局)

最後に、本協議会の閉会にあたり、厚生労働省、坂口労働基準局長よりご挨拶を申し上げます。

(坂口労働基準局長)

本日、委員の皆様には活発なご議論をいただき有難うございました。

トラック運送事業での長時間労働の改善には、荷主の皆様、あるいはトラック運送事業者の皆様のご協力が不可欠なのは、これまでのご議論も含め、言うまでもないということでございます。

厚生労働省としましては、本協議会でご議論いただきましたガイドラインについて、国土交通省をはじめ、関係省庁と連携をしながら、周知・啓発に努めておるところでございますが、皆様におかれましては、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は「ホワイト物流」推進運動についても、ご議論いただきました。荷主、トラック運送事業者の皆様のみならず、国民の皆様にも多くご賛同いた

だくことが重要な事業だと思いますので、私どもも関係省庁と連携して取組みますが、皆様のご協力も引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は、有難うございました。

(事務局)

それでは、閉会予定の時間となりましたので、これで本日の協議会は終了させていただきます。本日は、誠に有難うございました。

以上